　**２０カ国の総括所見での19条（自立生活と地域社会へのインクルージョン）**　仮訳

<20カ国とは>

IDA（国際障害同盟）が条項ごとにすべての総括所見をまとめて公表しています（最新のものを上にして）。本仮訳はそのうちの最新の20カ国のものです。ただし、日本の参考にするために、最新の総括所見10カ国は無作為に選び、11から20番目はOECD加盟国から選びました。結果的にOECD加盟国14、その他6となりました。

**①　バングラデシュ** CRPD/C/BGD/CO/1 　9-Sep-22

39. 委員会は懸念をもって観察する。

(a) 地域に根差したサービスの不足、障害者への繰り返される差別や地域社会からの分離。これらは、障害者、とくに障害女性や障害児、ハンセン病患者、知的障害者、精神障害者が、自立して生活し、地域社会（とくに農村部と僻地）に包摂されることに対するスティグマや意識面の障壁の結果である。

(b) 障害者、とくに障害女性、障害児、ハンセン病患者、知的障害者および精神障害者が、どこで誰と暮らしたいかを選択でき、その自立生活を促進するための、財源とアクセシブルな物理的インフラの欠如、パーソナルアシスタンスや支援機器を含む支援サービスの不足。

**40. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する一般的意見第5号（2017年）および緊急事態を含む障害者の脱施設化に関するガイドライン（2022年）を想起し、締約国に以下のことを勧告する。**

**(a) 障害者の代表組織と緊密に協議し、主流（一般）の地域社会のサービスへの障害者（とくに障害女性や障害児、ハンセン病患者、精神障害者、知的障害者）のアクセスを確保し、その利用と参加を妨げるすべての障壁を取り除く国家戦略を策定すること。そしてこの戦略の実現のため、とくに地方や遠隔地を含む実現のため、十分な人材、財政及び物質的資源を提供すること。**

**(b) すべての障害者が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を行使できるように、遠隔地や農村部を含めて、地域支援サービスが利用でき、アクセス可能で、手頃な価格であることを保障するために、パーソナルアシスタンスおよび支援機器の確実な利用に必要な予算を確保すること。**

**②　中国** CRPD/C/CHN/CO/2-3 9-Sep-22

40. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 知的障害者、精神障害者、自閉症者を含む、障害のある成人及び子どもの施設収容。

(b) 地域社会で自立して生活する障害者の権利を認める戦略の不在。この戦略には、障害者のための地域支援サービスの開発、および高レベルの支援を必要とする障害者に割り当てられる技術的および財政的資源が含まれる。

**41. 委員会は、一般的意見第5号（2017年）を想起し、締約国が、障害女性を含む障害者団体と緊密に協議し、優先事項として、ハンセン病コロニー/村を含むすべての障害者の施設収容を廃止するための行動計画を策定し、そこに別施設への移行を防ぐ措置、具体的な期限、人材・技術・財源、明確な実施責任と独立した監視を組み込むよう勧告する。**

**香港** CRPD/C/CHN/CO/2-3 9-Sep-22

71. 委員会は、パーソナルアシスタンスを含む障害者の地域支援サービスが不十分であり、高レベルの支援を必要とする障害者に割り当てられる人的、技術的、財政的資源に懸念を抱いている。

**72. 委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、委員会は、中国香港特別自治区が、障害女性を含む障害者団体と緊密に協議して、優先事項として、すべての障害者の施設収容を終わらせ、施設から地域社会での生活への移行を支援する行動計画を、特定の時間枠、人材・技術・財源、明確な実施責任と独立した監視体制を組み込んで、策定することを勧告する。**

**③　日本** CRPD/C/JPN/CO/1 7 October 2022

41. 委員会は懸念を持って観察している。

(a) 知的障害者、精神障害者、高齢障害者、身体障害者およびより手厚い支援を必要とする人の施設収容（とくに地域社会外での生活様式）が永続化し、および児童福祉法を通じて、障害児、とくに知的、精神的または感覚的障害のある子どもおよびより手厚い支援を必要とする子どもの、様々な種類の施設での施設収容が永続化し、家族および地域生活を奪っていること。

(b) 精神障害者及び認知症のある人の公立・民間の精神科病院への収容の促進。とくに精神障害者の無期限入院を継続させていること。

(c) 親に依存しその家庭で生活している人、障害者総合支援法に基づきグループホーム等の特定の環境に置かれている人を含め、障害者が居住地を選択し、どこで、誰と生活するかを決定する機会が制限されていること。

(d) 入所施設や精神科病院に居住する障害者の脱施設化のための、および他の人との平等を基礎に地域社会で自立した生活を送るための、国家戦略および法的枠組みの欠如。また、自立および社会への完全なインクルージョンの権利の認識の欠如。

(e) 利用しやすい安価な住宅、在宅サービス、パーソナルアシスタンス、地域社会のサービスへのアクセスなど、障害者が地域社会で自立して生活するための支援体制が不十分なこと。

(f) 障害の医学モデルに基づく、地域社会での支援やサービスを支給する際の評価制度。

**42. 自立した生活と地域社会への包摂に関する一般的意見第5号（2017年）及び緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（2022年）を参照し、委員会は締約国に以下のことを強く要請する。**

**(a) 障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が他の人との平等を基礎に地域で自立して生活するための措置と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。**

**(b) 精神科病院に入院しているすべての障害者のケースを見直し、無期限の入院をやめさせ、インフォームドコンセントを確保し、地域社会での必要な精神保健支援とともに自立した生活をはぐくむこと。**

**(c) 障害者が自らの居住地と、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態で暮らすことを義務づけられないようにし、障害者が自らの生活を選択し管理できるようにすること。**

**(d) 障害者団体と協議の上、障害者の自律及び社会への完全なインクルージョンを認め、障害者が施設から他の者と平等に地域社会での自立した生活に効果的に移行することを目的とした、期限付きの目標基準、人的、技術的及び財政的資源を伴う法的枠組み及び国家戦略を立ち上げ、都道府県にその実施を確保する義務を課すこと。**

**(e) あらゆる種類の集合施設の外にある独立したアクセシブルで安価な住宅、パーソナルアシスタンス、利用者主導の予算、地域内のサービスへのアクセスなどを含め、障害者が地域で自立して生活するための支援体制を強化すること。**

**(f) 地域社会における支援やサービスを支給するための既存の評価制度を、障害者の社会における障壁の評価や、障害者の社会参加とインクルージョンのための支援の評価を含む、障害の人権モデルに基づくものに改訂すること。**

**④　インドネシア** CRPD/C/IDN/CO/1 9-Sep-22

44. 委員会は懸念をもって観察する。

(a) 入所施設、社会ケア施設、病院、中間ホーム、リハビリテーションセンターに収容されている障害児を含む障害者の脱施設化戦略がないこと。

(b) 精神障害者、知的障害者を含む障害者の自立生活のための、性別や年齢に応じた地域に根差した支援サービスがないこと。

**45. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、締約国に次のことを勧告する。**

**(a) 居住施設や社会ケア施設、病院、中間ホーム、リハビリテーションセンターに居住する障害者と障害児の脱施設化プロセスのための戦略を採用すること。**

**(b) 割り当てられた予算を伴う地域に根差した自立生活支援システムを確立すること。これには、社会的保障、雇用、住宅、保健、教育、その他障害者がどこで誰と暮らすかを選択し、自立して生活し、地域社会に参加するために必要なあらゆる支援が含まれる。**

**⑤　ラオス人民民主共和国** CRPD/C/LAO/CO/1 9-Sep-22

34. 委員会は懸念をもって観察する。

(a) 障害者が地域社会から特定の生活様式に分離または排除されていること。これには、障害者、とくにハンセン病患者、障害児、知的障害者、精神障害者へのスティグマや意識的障壁によるものが含まれる。

(b) 地域支援サービス、およびパーソナルアシスタンスを含む自立生活と地域社会への包摂の支援に関する情報が、とくに遠隔地や農村部に関して、不足していること。

(c）施設、特別村、地域に根差していないリハビリテーションセンター、グループホーム、または施設と定義される要素を持つその他の環境で暮らす障害児やハンセン病患者を含む障害者の数に関する分類されたデータの欠如。

**35. 委員会の一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化ガイドライン（2022年）を参照し、委員会は、締約国に勧告する。**

**(a）障害者、とくにハンセン病患者、障害児、知的障害者、精神障害者が自立して生活し、地域社会に包摂される権利を促進すること。ここには、スティグマと態度面の障壁をなくすように一般市民の意識を高めることが含まれる。**

**(b) 遠隔地や農村部を含む締約国全域で、パーソナルアシスタンスなどの地域社会での支援サービスを、利用でき、アクセシブルで、安価で、質が高いものとすること。そして、障害者が自分の生活に関して選択とコントロールができ、どこで、誰と暮らすかを決定できるようにすること。**

**(c) 障害児やハンセン病患者を含む障害者のうち、施設、特別村、または施設の要素を持つその他の環境で生活している人の数について、分類されたデータを収集すること。**

**⑥　ニュージーランド** CRPD/C/NZL/CO/2-3 9-Sep-22

39. 委員会は以下の点を懸念している。

(a) 「良い生活を可能に」プログラムの下での事業の全国展開が延期されていること。また胎児性アルコール症候群の障害者など、特定の機能障害をプログラムから除外していること。

(b) グループホームや寄宿制専門学校を含むすべての居住施設を閉鎖し、障害者が地域で自立生活をするための支援を可能にする総合的な脱施設化戦略がないこと。

(c) 手頃な価格でアクセシブルな住宅の欠如など、障害者がどこでだれと暮らすかを選択する上での障壁。また、「障害者地域居住支援サービス戦略」が支援の共同利用と結びついた集合住宅環境を提供していること。

(d) 障害児のための寄宿制専門学校に公的資金が継続的に支出されていること。

**40. 委員会は、自立した生活と地域社会****への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）、および緊急時を含む脱施設化ガイドラインを想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 「良い生活を可能に」プログラムの全国展開を加速し、胎児性アルコール症候群の障害者を含むすべての障害者を対象とすること。**

**(b) グループホームや寄宿制専門学校を含むすべての居住施設を閉鎖し、障害者の地域での自立生活を支援するために、具体的な時間枠と十分な予算を伴う総合的な脱施設化戦略を策定すること。**

**(c) 手頃な価格のアクセシブルな住宅の供給を増やすことを約束することにより、また、「障害者地域居住支援サービス戦略」などのプログラムを改革して、支援の共同利用と結びついた集合居住を防ぐことにより、障害者がどこでだれと暮らすかを選択する上での障壁を取り除くこと。**

**(d) 障害児の寄宿制専門学校への支出を中止する措置をとり、障害児が家族のもとに戻り、インクルーシブな教育の権利を行使するための十分な支援を保障する脱施設化プロセスを確立すること。**

**⑦　韓国** CRPD/C/KOR/CO/2-3 9-Sep-22

41. 委員会は懸念をもって観察する。

(a) 障害者の施設入所が継続しており、障害者の地域社会への包摂やパーソナルアシスタンスを含むすべての必要な支援サービスを提供するためになされた、予算およびその他の措置を含む努力が欠如していること。また、障害者が独立して暮らし、地域社会に含まれる権利、どこで、誰と暮らすかを選ぶ権利、特定の生活様式で暮らすことを義務付けられない権利への社会および公的機関における認識の欠如。

(b) 既存の居住施設に収容されている女性や障害児を含む障害者の脱施設化戦略の実施の弱さ、障害者、特に住居を確保できない知的障害者や精神障害者が新しい場所で生活するためのプログラムの欠落。

**42. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドライン（2022年）を想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 障害者団体と協議の上、施設を出た人の自立生活支援工程表を見直し、条約に沿ったものにするとともに、障害者の生活様式に関する選択権と自己決定権、特定の生活様式での生活を義務付けられない権利、そして地域社会からの隔離ではなく地域社会に含まれることの価値についての理解を促進するための啓発活動や十分な予算その他の措置を含めること。**

**(b) まだ施設にいる障害のある大人と子どもの脱施設化プロセスのための脱施設化戦略の実施を強化し、障害者が自立して生活し、地域社会に参加できるようにすることを目的とした地域密着型サービスを利用できるようにすること。**

**⑧　シンガポール** CRPD/C/SGP/CO/1 9-Sep-22

37. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 障害者が自立して生活し、地域社会に包摂される権利、どこで誰と暮らすかを選択する権利、特定の生活様式で暮らすことを義務付けられない権利について、社会および公的機関の間で認識が欠如していること。

(b) 機能障害に基づく広範な施設収容と、新しい施設、グループホーム、成人障害者のホステルとホームの建設により、自閉症者、知的障害者、精神障害者を含む多数の障害者が、自立して生活し地域社会に包摂される権利を奪われていること。

**38. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）および委員会の緊急時を含む脱施設化ガイドラインを想起し、締約国に勧告する。**

**(a) あらゆる種類の施設におけるすべての障害者の脱施設化を確保すること。すべての障害者が地域で生活し、地域に完全に包摂され参加する権利の享受を促進する地域に根差したサービスを提供すること。および、これらを目的とした、明確な目標、ベンチマーク、時間枠を備えた戦略を採択すること。**

**(b) 生活様式に関する障害者の選択と自己決定の権利について、特定の生活様式で生活することを強制されない権利について、ならびに障害者のすべての権利の効果的な保障のための（地域社会からの分離ではなく）地域社会への包摂の決定的な意義について、広く理解を促進するための意識向上プログラムを採用すること。**

**⑨　ハンガリー** CRPD/C/HUN/CO/2-3 25-Mar-22

40. 委員会は、次のことを懸念している。

(a）施設環境の改修や新設によって、また、より高レベルの支援を必要とする障害児を成人障害者の施設に入れることによって、障害児の施設収容が永続していること。

(b）子どもの脱施設化のための独立した監視メカニズムが存在しないこと。

(c）障害者が自立して生活し、地域社会に包摂される権利が、条約の規定に沿って認識されていないこと。また、委員会は、大規模施設から支援付き住宅を含む小規模施設への障害者の移動、および欧州連合（EU）からの構造資金によるものを含む既存施設の改修が、障害を理由とする施設収容と排斥を永続させていることにも懸念を抱いている。

(d) 代理意思決定制度の誤った解釈により、障害者が地域社会の他の人々と平等に居住地を選択する権利を行使し、自立して生活する機会を奪っていること。

(e) 障害者が自立して生活するための地域に根差したサービスや個別的支援の不足により、社会行政及び社会給付に関する法律及び政府令第1295/2019号（V.27）の下での障害者の居住施設への入所が継続的に行われていること。

(f) 障害者が地域社会のサービスと施設に他の者と平等にアクセスすることを促進し確保するための措置が不十分であること。

**41. 委員会は、委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、条約の選択議定書第6条に基づくハンガリーに関する照会に関する報告に示した勧告を繰り返して、締約国に以下のことを強く要請する。**

**(a) 締約国全体で、障害児の施設収容を中止し、施設から家族への支援策および包括的早期介入などの包括的地域サービスに資金を振り替えることによって、家族生活の権利を確保すること。**

**(b) 障害者権利団体の密接な関与のもとで、障害児の脱施設化の独立した監視と、その脱施設化プロセスの方法に関する独立した支援を確保すること。**

**(c) 脱施設化戦略を改訂し、その目的を再定義すること。**

**(d) 施策を再設計し、その努力と予算をパーソナルアシスタンスを含む地域に根差した支援サービスへ振り替えること。その目的は、機能障害の種類にかかわらず、障害者が他の人と平等に地域社会で自立して生活できるようにすること、一般住民向けの地域サービスや施設が障害者にも利用できるように保障すること、および、障害者が他の人と平等に居住の場を選択する機会や権利を確保すること、とする。**

**⑩　ベネズエラ** CRPD/C/VEN/CO/1 25-Mar-22

36. 委員会は、懸念をもって次のことに留意する。

(a) 障害者は、自立生活のための支援プログラムの実施についてほとんど知らされていない。

(b) 訓練を受けた保健、教育、その他の専門職の出国が、障害者の地域社会での自立生活の機会を制限している。

(c) 障害者に関する事業は、公衆衛生に関する人民権力省の責任であるため、障害への医学的アプローチが強化されており、これは条約と対立している。

**37. 委員会は、締約国に勧告する。**

**(a) 障害者団体と協議して、地域社会で障害者支援のために実施されているプログラムについての認識を高めること。**

**(b) 地域社会での自立生活のための支援サービスに、学際的なスタッフを確保すること。**

**(c）経済、教育、労働、文化などの担当省庁を通じて、パーソナルアシスタンス、手話言語通訳、その他の人権に基づいたアプローチによる個別的支援を含め、地域社会での自立した生活を促進する措置を講じること。**

**⑪　メキシコ** CRPD/C/MEX/CO/2-3 25-Mar-22

50. 委員会は、障害者の社会への包摂と自立生活のための連邦及び州の戦略がないこと、また、障害者の脱施設化のための具体的かつ効果的な戦略がないことを懸念している。

**51. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 障害者が地域社会で自立して生活できるために、実施の時間枠を伴った、法律、政策、財政その他の措置を改正または制定すること。これらの措置は、パーソナルアシスタンスサービスを含み、文化的に適切であり、利用者がライフスタイルと居住地を選択でき、意思と好みを表明することを可能にし、性別と年齢の視点を含むべきである。**

**(b）障害者の施設収容を終わらせる迅速な措置を講じること。とくに、障害者、とりわけ障害児の脱施設化のための戦略（具体的な時間枠、評価手段、十分な予算を含む）を策定し実施することによって。**

**⑫　スイス** CRPD/C/CHE/CO/1 25-Mar-22

39. 委員会は懸念をもって留意する。

(a）知的障害者、精神障害者、自閉症患者を含む障害者および障害児の施設収容、およびこれらの施設における暴力と虐待の報告。

(b) 地域社会で自立して生活するための個別的支援とパーソナルアシスタンスを提供する総合的システムの欠如、および障害者のための地域社会における安価でアクセシブルな住宅の不足。

**40. 委員会は、委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起しつつ、締約国に、障害のある女性を含む障害のある人の組織と緊密に協議して、次のことを勧告する。**

**(a) 優先事項として、小規模住宅を含むすべての障害者の施設収容を終わらせるための戦略および行動計画を策定すること。そこには、施設間移動を防ぎ施設から地域社会への移行を支援する措置が含まれる。また、特定の時間枠、十分な人材、技術および資金、明確な実施責任および独立した監視を伴う。**

**(b) 地域社会で自立して生活するための障害者のパーソナルアシスタンス支援とサービスを強化し、障害者が個人の選択に基づいて地域社会で安価で利用しやすい住宅にアクセスできるようにすること。**

**⑬フランス** CRPD/C/FRA/CO/1 14-Sep-21

40. 委員会は懸念をもって観察する。

(a) 障害のある子どもや大人を、「医療社会施設」や専門サービス（いわゆる「インクルーシブ住宅」または「シェアハウス」と呼ばれる小規模居住施設を含む）など、分離された環境に置くことを促進する規制、構造、予算。これらはとくにより高レベルの支援を要する人に影響している。

(b) 第三国（主にベルギー）を含む、精神病院やその他の施設への障害児の収容。

(c) 障害者に対する施設収容の悪影響に関する公的機関、専門職、社会奉仕者の認識の欠如、および施設収容を終わらせるための戦略や行動計画の不在。

(d) 独立したアクセス可能で安価な住宅の欠如、個別的支援の欠如、地域社会でのサービスへの平等なアクセスの欠如など、自立して地域社会で生活するための措置がないこと。

**41. 委員会は、独立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、締約国が障害者の組織と協議して、以下を行うよう勧告する。**

**(a) 利用者主導予算や個別化された支援など、自立して地域で暮らすための支援が利用できるようにし、一般的意見第5号(2017)に述べられているように、障害者が自分の生活について選択とコントロールを行使し、どこで誰と暮らすかを決定できるようにすること。**

**(b) 障害者が、個人の選択に基づき、あらゆる種類の集合施設の外で、手頃な価格のアクセシブルな住宅を確保するための措置を採用すること。**

**(c) 教育、健康、労働と雇用など、主流のコミュニティ・サービスへの障害者の完全なアクセスを達成するための時間枠とベンチマークを設定すること。**

**⑭　エストニア** CRPD/C/EST/CO/1 1-Apr-21

38. 委員会は懸念をもって観察する。

(a)障害者が自立して生活し、地域社会に含まれる権利、どこで誰と暮らすかを選択する権利、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられない権利について、社会および公的機関の間で認識が欠如していること。

(a) 障害を理由とする施設収容が、代替ケアホームや新しい小規模な「家族タイプ」または「特別ケア村」の形で存続しており、そのような形態の施設収容はとくに知的障害者、精神障害者、自閉症患者に影響を及ぼしていること。

(b) 地域で自立して生活するための個別的な支援やパーソナルアシスタンスを提供するシステムが存在しないこと。

(c) 教育や保健など、一般の人々のための主流のサービスや施設に障害者のアクセスが制限されていること。

**39. 委員会は、委員会の一般的意見第5号（2017年）を想起し、締約国に勧告する。**

**(a) 生活様式に関する障害者の選択権および自己決定権について、特定の生活様式に住むことを義務付けられない権利について、ならびに、（地域社会からの隔離とは対極の）地域社会への包摂の価値についての理解を促進するための啓発活動を含む戦略を採用すること。**

**(b) 障害者の施設収容の一時中止を法定し、脱施設化戦略を見直し、欧州地域開発基金を含む公的資金の使用を自立した生活のための個別支援の開発に振り替え、「家庭的施設」「家族型住宅」「特別ケア村」などの集合環境に基づくプログラムを、コミュニティへの包摂を優先するよう修正することを保障すること。**

**(c) 個人の要求と好みに従って、コミュニティで自立した生活を支援するための個人主導型ツールを含む、自己管理型パーソナルアシスタンスシステムを開発すること。**

**(d) 障害者が他の人と平等に、一般住民のための主要なサービスにアクセスできるようにするための時間枠とベンチマークを設定すること。**

**⑮　オーストラリア** CRPD/C/AUS/CO/2-3 15-Oct-19

37. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 「障害専門宿泊施設」の枠組みが、居住施設の設立を促進・奨励し、全国障害保険制度の支援を受けるために、障害者が特定の居住形態で生活しなければならないことになるという事実。

(b) 適切で、安価で、アクセシブルな社会住宅が不足しており、障害者が居住地を選択する能力を著しく制限していること。

(c) 「高齢者施設の若年者」行動計画は、障害者を含む65歳未満の高齢者施設居住者の数を減らす方法を述べているだけで、この慣行を終わらせるものではないこと。

**38. 委員会は、締約国に次のことを勧告する。**

**(a) すべての障害者専用居住施設の閉鎖と、退所者の別の施設への移行の防止を目的とした国家的枠組みを開発すること。そしてそこに、全国障害保険制度の対象とならない障害者が施設生活から地域の自立生活へと移行するのを支援する方法を含めること。**

**(b) 障害者のための公共および社会住宅の範囲、安価さ、アクセシビリテイを増やすこと。このため、アクセシブルな社会住宅の割当制度を実施し、また、アクセシブルな住宅でのユニバーサルデザイン原則の漸進的適用を保障するための規制および基準を策定すること。**

**(c) 2025年までに65歳未満の者が高齢者施設に入所または居住しないようにするため、「高齢者施設の若年者」行動計画を改定すること。**

**⑯　トルコ** CRPD/C/TUR/CO/1 1-Oct-19

42. 委員会は以下の点に懸念を抱いている。

(a) 障害者が自立して生活し、居住地を選択する権利を認める法的枠組みがないこと。

(b) 養護寄宿学校や児童養護施設に残っている障害児を含め、障害者が機能障害を理由に「希望ホーム」などの施設に収容されることが一般的であること。

(c)施設と連携した支援、あるいは「スクリーニング」「診断」「介入」「リハビリテーション」目的の医学的アプローチ。これはとくに自閉症者に影響を与えている。また、利用可能な支援形態とそれを利用するメカニズムに対する障害者の認識の低さ。

(d）パーソナルアシスタンスを利用するための措置がなく、在宅支援の最低賃金が障害者本人にではなく、親族や保護者に提供されていること。

(e) 社会的包摂を促進するためのアクセシブルな地域サービスの全体的なアプローチが存在しないこと。とくに地域での住宅へのアクセスを確保する措置の不在。

**43. 自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を参照し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 条約を遵守・順守して社会サービス法第2828号を改正し、障害者が自立して生活する権利を個人の権利として認め、障害者がどこで誰と生活するかを選択する自律の行使を促進する措置を確立すること。**

**(b) 障害者団体と協議の上、障害児を含む障害者を脱施設化し、すべての施設環境を自立した生活のための支援に置き換えるために、国および州レベルで、具体的な時間枠とベンチマークを伴う戦略を採択し、実施し、監視すること。**

**(c) 機能障害や年齢にかかわらず、障害者への個別的支援を発展させるために、より多くの資源を割り当て、人権に基づく精神保健がすべての州のすべての障害者に提供されるようにすること。**

**(d) 障害者とその家族に対し、障害者が自立して生活し、地域社会に包摂されるための支援を受ける方法について、アクセシブルな形式で体系的に情報を提供すること。**

**(e) 手頃な価格の住宅、建築環境、公共スペース、交通機関など、地域社会のアクセシビリティを高めるための政策や法律を制定し、財源を割り当てること。**

**⑰　スペイン** CRPD/C/ESP/CO/2-3 13-May-19

37. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 一部の自治体では前向きな進展が見られるものの、個人の状況を見ない受給資格基準と、個別的支援という人権に基づくアプローチの欠如により、パーソナルアシスタンスへのアクセスが制限されていること。

(b) 障害者のための新しい居住施設の建設に公的資金が投入され続けていること。

(c) すべての障害者が地域社会の中で自立した生活を送ることを促進する脱施設化戦略および行動計画が欠如していること。

**38. 自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を参照し、委員会は、締約国が、障害者団体と協議して次のことを行うよう勧告する。**

**(a) すべての障害者が、地域社会での自立生活のための個別的な基準に対応したパーソナルアシスタンスを受ける権利を有することを保障する法律の下で、パーソナルアシスタンスの権利を認めること。またこの法律では、幅広い本人主導／利用者主導の支援とサービス提供の自己管理に言及すること。**

**(b) 障害者のための居住施設の建設に公的資金を使うことをやめ、コミュニティでの自立した生活様式に投入すること。また、すべての一般的なサービスをすべての障害者に包摂的でアクセシブルで利用可能なものとするために投入し、生活のすべての領域で彼らの包摂と参加を可能にすること。**

**(c) すべての地域にわたって、独立して生活し地域社会に含まれる権利を保障する目的で、施設収容から地域に根差したサービスに資源を振り替え、パーソナルアシスタンスを含むサービスに平等にアクセスできるよう障害者への予算支援を増やすために、包括的な脱施設化戦略を立案、採用、実施し、保護措置を実施すること。**

**⑱　ギリシャ** CRPD/C/GRC/CO/1 24-Sep-19

28. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) パーソナルアシスタンスを含む、在宅、居住施設、その他の地域支援サービスに関して、および、障害者の効果的な脱施設化の措置（とくに支援つき生活制度の下での自立生活と地域社会への包摂の支援）に関して、委員会に提供された情報が不足していること。また、まだ施設で生活している障害者（とくに障害児）の数に関する分類されたデータがないこと。

(b) 障害者が居住地とどこで誰と暮らすかを選択する平等な権利を確保するための法的、行政的、財政的措置に関する情報が欠如していること。

**29. 委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関する一般的意見第5号（2017年）に沿って、締約国に勧告する。**

**(a) 効果的な脱施設化のための明確な期限付きの措置と十分な資金を伴う包括的な国家戦略をあらゆるレベルで採用すること。**

**(b) とくに地方レベルにおいて、アクセシブルな地域に根差したサービスを提供する自立生活戦略および計画の策定に、障害者を代表する団体を通じて障害者が積極的に関与することを確保すること。**

**⑲　ノルウェー** CRPD/C/NOR/CO/1 7-May-19

31. 委員会は、以下の点に懸念を抱いている。

(a) 明確なスケジュールと予算を伴う障害者の脱施設化のための行動計画が欠如しており、完全な自立生活ではなく、共同住宅への障害者の再定住が強調されていること。

(b) 市町村における支援サービス、とくに利用者が管理するパーソナルアシスタンスサービスの発展のための資源を提供する取り組みが不十分であること。

(c) 強制的な医療と薬物リハビリテーションを許容する規制枠組みの存続。

(d) ろう者および難聴者がオフィスアワー外に通訳サービスを受けていないこと。

**32. 自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を参照し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) とくに自立した生活形態への転換を実施するために、効果的な脱施設化計画を開発し、実施し、適切な人的、財政的、技術的資源を提供すること。この計画は、明確な時間枠とベンチマークを持ち、開発・実施のすべての段階で障害者を代表する団体を通じて障害者が関与すること。**

**(b) 障害者が、障害に関連する追加費用を考慮した、自立した生活のための十分な個人予算への法的権利を有することを保障し、同時に、パーソナルアシスタンスの利用可能性を高めつつ、施設収容から地域に根差したサービスへ資源を振り替える措置を採択すること。**

**(c) 医療・介護サービスにおける強制的な手段を廃止するための法的・実際的な措置を採用し、2019年6月に予定されている締約国の公的学際委員会の評価の指針とすること。**

**(d) オフィスアワー外を含め、必要なときにろう者および難聴者に通訳サービスを提供するために、十分な人的・財政的資源を提供すること。**

**⑳　ポーランド** CRPD/C/POL/CO/1 24-Sep-18

32. 委員会は次のことを懸念している。

(a) 障害者の脱施設化、および施設やグループホーム以外で、どこで誰とどのように暮らすかを選択する権利を保障する地域社会での自立生活への移行プロセスにおける重大な停滞と決断の欠如。およびこの目的のために割り当てられた欧州連合基金の終了後の脱施設化プロセスのための戦略および行動計画、的を絞った資金の不在。

(b) 地域に根差したサービスへのアクセスの欠如（とくに村落部で）、および、委員会の一般的意見第5号で詳しく述べられている、条約第19条と矛盾するグループホームの設立を含む保護的住居プログラムの存続。

(c) プロジェクトベースで、非体系的で、予算・期間・地域が限定されているパーソナルアシスタンスサービス。

(d) 脱施設化のために割り当てられた欧州連合（EU）の資金が、委員会の一般的意見第5号で詳しく述べられているように、条約と一致しない措置に費やされ、これらの資金がどのように使われたかの監視がなされていないこと。

(e) ポーランド語版の条約で、「地域社会」の語が「社会」と誤訳されていること。

**33. 自立した生活と地域社会への包摂に関する委員会の一般的意見第5号（2017年）を参照し、委員会は締約国に勧告する。**

**(a) 脱施設化および地域社会での障害者の自立した生活様式への期限付きの移行の具体的な行動計画を設計し採用し、この目的のために割り当てられた欧州連合の資金の終了後、このプロセスに十分な資金が割り当てられることを確保すること。**

**(b) 障害者に個別的かつインクルーシブな支援の中でパーソナルアシスタンスを提供することを目的とした法的枠組みを採用し、持続可能な予算を割り当てること。**

**(c) 脱施設化のために割り当てられた欧州連合資金が、条約に合致した措置に使われることを保障すること。また、脱施設化のために割り当てられた欧州連合資金の支出が、障害者自身の要求と合致していることを保障するために、障害者及び／又はその代表組織の有効な参加を得て、監視すること。**

**(d) ポーランド語版の条約における「地域社会」の語の正しい翻訳を確保すること。**

www.DeepL.com/Translator（無料版）の翻訳を参考にさせていただきました。（佐藤久夫）